

戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

④当社は、本項(1)の②により旅行申込が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

- ①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行申込を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の申込みを解除することが出来ます。この場合において、当社は旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料等その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行申込みの解除

(1) 旅行開始前

- ①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行申込を解除することがあります。
 - ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行に円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - エ. お客様が申込み内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、申込書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ②お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行申込みを解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前12項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 旅行開始後

- ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行申込の一部を解除することがあります。
 - ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行申込を解除したときは、当社とお客様との間の申込関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。又この場合において、当社は旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払戻します。
- ③当社は、本項(2)①のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行申込を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12、13項の規定により旅行申込が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては申込書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理

- (1) 当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するために、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
 - ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおれがあると認められるときは、旅行申込に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。但し、本項(6)の個人旅行プランを除きます。
 - ②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- (2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。【添乗員同行プラン】
- (3) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。【現地添乗員同行プラン】
- (4) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。【現地係員案内プラン】
- (5) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。【個人旅行プラン】
- (6) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供をうけるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

16. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行申込の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対し通知があった時に限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられると、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - ③運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤自由行動中の事故
 - ⑥食中毒
 - ⑦盗難
 - ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった時に限り、お客様1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

17. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行申込を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行申込の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、申込書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一申込書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

18. 特別補償

- (1) 当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害賠償金は旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が第16項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行申込の一部として取り扱います。
- (4) 但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダ―搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

19. 旅程保証

- (1) 当社は、以下の表に掲げる申込内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に下記の表に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ②第12、13項での規定に基づいて旅行申込が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
 - ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額とを支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
変更補償金の支払いが必要となる変更		
1 申込書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 申込書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の目的地の変更	1.0	2.0
3 申込書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が申込書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4 申込書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 申込書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 申込書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 申込書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち申込書面のツアー・タイトル中に記載があった事 項の変更	2.5	5.0

20. 個人情報の取扱について

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社では、(1)旅行参加ご案内のダイレクトメール便。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。
- (3) 当社は旅行先でのお客様のお買いもの等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、該当するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛に出発の10日前までにお申し出ください。(注：10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出ください。)

21. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様ご自身の責任でご購入していただきます。
- (3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。
- (4) 現地旅行会社が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (6) ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシー利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求に応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (9) 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

22. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めがない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

23. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2018年4月1日を基準としています。旅行代金算出の基準日は、パンフレットに記載しています。